

## 申告相談に必要なもの

### ■ マイナンバーカード

《お持ちでない人は》

#### 【番号確認書類】

- ・通知カード
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書  
(マイナンバー記載があるものに限り)

などのうちいずれか一つ

+

#### 【身元確認書類】

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード

などのうちいずれか一つ

### ■ 印鑑（認印）

### ■ 給与や公的年金などの源泉徴収票

※ 平成30年の収入分の全てをご用意ください。不足している場合は確定申告ができません。

### ■ 農業や不動産所得がある人は収支内訳書

※ 必ず記載してから確定申告をしてください。

### ■ 医療費の明細書（医療費控除を受ける人）

※ 必ず記載してから確定申告をしてください。

### ■ 社会保険料（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など）や生命保険料・地震保険料などの控除証明書

### ■ 介護保険による障害者控除対象者認定書（該当する人）

### ■ 申告者本人の金融機関の口座番号 (所得税の還付申告をする人)

## 税務署 からののお知らせ

### ◆ 確定申告書の作成は 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」で！

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力することで、控除額や税額が自動計算され、確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書などは、ご自宅のプリンターで印刷して郵送などにより税務署へ提出することができます。

また、同コーナーの画面上からそのまま e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して税務署に送信(申告)することもできます。

### ◆ 確定申告会場は2月18日(月)から！

三国税務署の確定申告会場の開設日は、2月18日(月)です。税務署で確定申告書を作成する人は、開設日以降、3月15日(金)までの期間(土日は除く)にお越しください。

申告相談についても、2月18日(月)からとさせていただきます。

なお、確定申告書の作成にお越しになった際は、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆ お電話でご相談ください！

不明な点は、電話で問い合わせることができます。税務署の混雑時には長時間お待ちいただく場合がありますので、まずは電話でご相談ください。

1月17日(木)から3月15日(金)の期間中、「確定申告電話相談センター」にて所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の確定申告に関する質問やご相談にお答えします。

三国税務署に電話(☎81-3211)し、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

また、国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。携帯電話からも接続可能です。

(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)

### ◆ マイナンバーの記載が必要です！

申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

問合せ 三国税務署  
☎81-3211 (自動音声案内)



## 福井地方法務局 からののお知らせ

### 登録免許税（相続登記）の 免除措置について

次の相続登記について、2021年3月31日までに登記申請を行った場合に、登録免許税が免税されます。

①相続により土地を取得した人が相続登記をしないまま死亡した場合において、登記名義をその死亡した者にする相続登記（租税特別措置法第84条の2の3第1項に該当する場合）

②市街化区域外の土地で、市町村の行政目的のため、相続登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地のうち、不動産の価額が10万円以下の土地に係る相続登記（租税特別措置法第84条の2の3第2項に該当する場合）

※ あわら市内の土地は、全て法務大臣が指定する土地に当たります。

問合せ 福井地方法務局 登記部門 ☎22-4981  
(8時30分～17時15分、土・日・祝日休み)

## 所得税と市・県民税の申告は

# 3月15日 までに行いましょう！

確定申告を  
お忘れなく！

平成30年分の所得税と市・県民税の申告相談は、**2月18日(月)から3月15日(金)まで**となっています(土日を除く)。

期間中、次のとおり申告相談窓口を設けますので、期限までに必ず申告してください。

なお、午前中や月曜日、申告期限間近には混雑が予想されますので、できるだけ対象地区の割当日をご利用ください。

問合せ 税務課 市民税G ☎73-8011

### 受付時間が昨年と変わります！

#### 受付時間

9時～11時30分  
13時～16時

#### 申告会場

市役所1階 101会議室



と き	対象地区
2月18日(月)	轟木・新田・東善寺・谷島・上番・根上り・仏徳寺・中番
19日(火)	新・古・東・六日・旭・新富・天王・水口・十日・脇出・上八日・八日・下八日
20日(水)	下番・玉木・河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜
21日(木)	坂ノ下・稲荷山・千束・新用・馬場・春日・榛ノ木原・中央・北稲越・新みどり
22日(金)	向ヶ丘・若葉台・桜ヶ丘・東山・後山・清滝・鎌谷・柵・権世・権世市野々・吉崎地区
25日(月)	国影・井江葎・横垣・重義・番田・田中々・堀江十楽・布目・赤尾・富津
26日(火)	中川・東田中・瓜生・南疋田・北疋田・次郎丸・御簾尾・北野・北・前谷
27日(水)	伊井・古屋石塚・桑原・清間・矢地・菅野・南稲越・河原井手・池口
28日(木)	北瀧東・北瀧西・浜坂・波松・城・城新田・番堂野・十三
3月1日(金)	滝・青ノ木・宮谷・山室・高塚・清王・山西方寺・柿原・山十楽
4日(月)	坂口・蓮ヶ浦・細呂木・橋屋・樋山・指中・沢・嫁威・細呂木駅前・日の出
5日(火)	舟津・二面・牛山・松影・新成・宮王・桜
6日(水)	笹岡・熊坂・下金屋・畝市野々・牛ノ谷・上野・名泉郷
7日(木)	温泉地区・御鷹・光明・翠明・河水苑
8日(金)	全地区
15日(金)	

### ▼ 所得税の確定申告が必要な人

- ・事業所得（農業所得など）や不動産所得などがある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
- ・給与の収入金額が2000万円を超える人
- ・給与所得のある人で、それ以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・2カ所以上から給与を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・年金所得のある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人  
※ 年金の収入金額が400万円以下で、年金所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円以下である場合は、申告する必要はありません。

### イータックス e-Tax コーナーのご利用を！

次の日程で、市役所1階の申告会場にe-Tax(国税電子申告・納税システム)コーナーを設置します。北陸税理士会三国支部の税理士がサポートしますので、ぜひご利用ください。

と き 2月18日(月)～2月28日(木)  
9時～12時、13時～16時

### ▼ 市・県民税の申告が必要な人

平成31年1月1日現在あわら市に住民登録のある人は、所得の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要です。

ただし、次に該当する人は申告する必要はありません。

- ・所得税の確定申告をする人
- ・給与所得、年金所得のみの人で、その支払者から支払報告書が提出されている人
- ・控除対象配偶者または扶養親族として扶養控除の対象にされている人で、所得のない人